

育成就労制度の実効性強化に向けた要望書



2025 年 6 月

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）
外国人の受入れに関する委員会
座長 浜田 晋吾
共同座長 植田 富美子

育成就労制度の実効性強化に向けた要望書

生団連は、日本が今後「世界から選ばれる国」となるためには、育成就労制度や特定技能制度を通じた受入れ・支援の拡充が極めて重要であると考えます。本年 1 月に発表した「育成就労制度に関する要望書」においても、この視点から要望を行ってきたところである。

政府においては 2025 年 4 月に省令案の公表・意見公募が行われ、同年夏頃を目途に省令が公布される見通しである。省令は、育成就労制度の運用の「骨組み」となる極めて重要なものであり、制度の実効性を左右するものである。生団連は、外国人を「生活者」として受け入れ、共生社会の実現を図る観点から、改めて以下の事項について要望する。

1. 就労環境の整備

- （１）生活オリエンテーション講習の内容標準化と拡充
- （２）入国後講習の内容標準化と修了認定基準の導入
- （３）生活適応能力と日本語能力を評価する総合的な仕組みの制度化
- （４）認定日本語教育機関に対する支援強化
- （５）技能検定試験の採点基準および結果の公開義務化
- （６）中小企業や市民団体への支援強化

2. 運用基準の改善

- （１）求人情報の適正化に向けた監理支援機関許可条件の強化
- （２）送出し国との連携強化と費用体系の明確化

1. 就労環境の整備

育成就労外国人が日本社会に円滑に適応し、安心して働き続けられるよう、入国後講習を含めた生活・労働環境の整備を一層強化すべきと考え、以下 6 点を求める。

（１）生活オリエンテーション講習の内容標準化と拡充

日本語講習に加え、本邦での生活一般に関する知識を習得するための生活オリエンテーションの拡充が不可欠である。現在の省令案は、入国後講習時間数は規定されている一方で、日本語以外の各項目における講習

時間や日本語講習・生活オリエンテーション等の講習内容については明確に定められていない。特に生活オリエンテーションは、外国人が日本の社会制度や生活習慣、地域でのマナー等を理解する上で重要な機会であり、受入れ直後の不安やトラブルを軽減し、就労・定着をスムーズに進める上で大きな役割を果たす。そのため、**入国後講習として定められている本邦での生活一般に関する知識の講習内容と時間数を定めた上で、技能実習制度以上に講習時間と内容の充実を図る必要がある**。さらに、必要とされる人数の講師人材の確保に向けて国や地方自治体が講師の育成・支援制度を設けるべきである。

(2) 入国後講習の内容標準化と修了認定基準の導入

入国後講習の質の確保に向けた講習内容の標準化と、例えば実施確認や研修後の一律の評価試験等、講習の質の維持向上のために必要な制度の導入が必要である。講習内容の標準化としては、①**法定講習以外のカリキュラムの策定**、②**教材・指導資料の整備と共有**、③**評価・修了認定の統一基準の整備を求める**。現行制度では法定講習以外の内容が明確に定められておらず、講習内容や実施体制に大きなばらつきが生じている。その結果、講習の質に差が出ており、十分な準備がないまま配属される外国人も少なくない。こうした状況は、就労・生活への不適応や失踪といった問題の一因となっている可能性もあるため、円滑な受入れ体制を構築するうえでも見直しが必要である。

(3) 生活適応能力と日本語能力を評価する総合的な仕組みの制度化

外国人の生活適応能力と日本語能力を総合的に評価する仕組みを制度に組み込むべきである。たとえば、JFT-Basic に A1 レベルの測定機能を追加し、受入れ機関に対しては、その経費負担による継続的なレベル向上講習の実施を求めるべきである。育成就労制度は特定技能制度と連続性を持たせ、日本の産業を支える人材の確保を目指している。そのため、生活適応能力と日本語能力を総合的に評価し、継続的な能力向上を図ることは、職場や地域への適応力を高め、受入れ機関との信頼関係を築くうえで有益である。

(4) 認定日本語教育機関に対する支援強化

認定日本語教育機関拡充のための補助金等支援強化をするべきである。現在、育成就労外国人の日本語教育を担う就労分野の認定を受けている日本語教育機関は全国で 2 校にとどまる。登録日本語教員の活用等の特例はあるものの、入国後講習および就労後 100 時間の日本語教育が必要であるため、全国で安定的に日本語教育を提供できる体制が不可欠である。そのため、**認定日本語教育機関の設置・運営への補助金や認定取得支援など、公的支援の強化を図るべき**である。

(5) 技能検定試験の採点基準および結果の公開義務化

技能検定試験の透明性・公平性の確保が必要である。現行の試験制度では、分野によっては採点基準が不明確であることに加え、参考となる教材や問題集が十分に整備されていない。また、試験内容が長期間にわたり更新されておらず、実態との乖離が生じている可能性もある。こうした状況は、受験者にとって不安や不信感を招き、制度全体の信頼性を損なうおそれがある。そのため、受入れ機関の業界団体に対して、①**採点基準および結果の受験者への速やかな公開**、②**参考教材の整備と拡充**、③**試験内容の定期的な見直しなどを必須の受入れ条件とし、試験制度の透明性と公平性を確保し、制度に対する信頼性を高めるべき**である。

(6) 中小企業や市民団体への支援強化

特に、中小企業基本法に定める**中小企業や、外国人労働者およびその家族の支援に協力する市民団体を対象として、国や地方自治体による補助金交付などの支援を強化すべき**である。こうした支援は、地方における安定的な受入れ環境の整備に資するだけでなく、都市部への転籍の抑制にもつながる。**既存の補助制度を活用しつつ、**

対象団体の範囲拡大や支援内容の充実を図ることで、より実効性のある支援体制の構築が可能となると考える。

2. 運用基準の改善

制度の実効性と透明性を高めるため、求職者への公正な対応や費用の透明化に向けた管理体制の整備を進めるべきである。こうした観点から、以下 2 点を求める。

(1) 求人情報の適正化に向けた監理支援機関許可条件の強化

省令案においては、監理支援機関の許可条件が厳格化されており、一定の効果が期待される。しかしながら、**求職者が不利益を被ることのない制度とするためには、さらなる措置が必要である**。具体的には、①受入れ機関に対する求人票記載内容に関する事前監査を実施すること、②送出し機関に提示するすべての求人票をインターネット等によって公表することの 2 点を監理支援機関の許可要件として追加することを要望する。

(2) 送出し国との連携強化と費用体系の明確化

不透明な費用体系や仲介業者の介在が多く見られる一部の国からの受入れについては、制度全体の信頼性確保のために見直しが必要である。費用体系の明確化と、信頼性の高い送出し国との連携強化を図ることが、外国人の失踪防止や制度の持続的な運用に資する。そのための対策として、①国・送出し機関や仲介業者が当該外国人から徴収する全ての費用項目を明確化すること、②送出し国との二国間取り決め（MOC）に基づき、送出しの運用状況の定期的な確認と必要な是正措置を講じることならびに日本側とその情報を適宜共有すること、③費用や制度運用に関する情報公開に応じない国・送出し機関や仲介業者については、新規受入れ停止等の措置を講じるとともに、こうした罰則を MOC に明記することの 3 点を求める。これらの取組を通じて、受入れ体制が整い、制度の透明性と健全性を高めることにつながると思う。